

# 「(仮称)武庫川委員会」 準備会議ニュース

平成 15 年 4 月発行

No.1

武庫川ホームページアドレス

<http://web.pref.hyogo.jp/hanshinkita/kendoseibi/takarazuka/mukogawa>

平成 15 年 3 月 28 日(金) 第 1 回武庫川委員会準備会議が開催されました。



【第 1 回準備会議の様相 ノホテル甲子園 甲陽西の間にて】

## ニュース内容

「(仮称)」武庫川委員会」準備会議の設立.....	1
■ 準備会議の目的.....	1
■ 武庫川委員会準備会議委員名簿.....	1
■ 諮問.....	1
■ 設置要綱.....	2
第 1 回「(仮称)」武庫川委員会」準備会議 議事概要.....	3
■ 議長の選出.....	3
■ 準備会議の運営について.....	3
■ 準備会議のスケジュールについて.....	3
■ 傍聴者からの意見について.....	4
配布資料一覧.....	4

## 「(仮称)武庫川委員会」準備会議の設立

### ■ 準備会議の目的

武庫川では、大正～昭和初期にかけて改修工事が行われてきましたが、昭和58年の出水を契機に昭和60年に工事实施基本計画が策定され、工事が進められています。

平成9年の河川法改正に伴い、これまでの工事实施基本計画を、長期的な基本的方針である「河川整備基本方針」並びに20～30年程度での具体的・段階的な計画である「河川整備計画」として新たに策定することとなりました。また、策定にあたり、「河川整備基本方針」においては、河川審議会の意見を、「河川整備計画」においては、学識経験者の意見を聴き、地域住民の意見を反映することとなっています。

武庫川では、河川法の改正や事業の進め方や環境に対する市民の様々な意見等、近年の状況の変化に伴い、「河川整備基本方針」の段階から学識経験者や住民の皆様から意見を頂くために「委員会」の設置を予定しています。この委員会の設置に先立ち「準備会議」を設置することとなりました。

### ■ 武庫川委員会準備会議委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	専門	所属	備考
いけぶち しゅういち 池淵 周一	河川(水文学)	京都大学 教授、	欠席
あかだ たかし 岡田 隆	地域住民	武庫川の治水を考える連絡協議会 事務局長	
おくにし かずお 奥西 一夫	地形土壌災害	京都大学 名誉教授、国土問題研究会 理事長	
かわたに たけし 川谷 健	河川(水工学)	神戸大学 教授	
たにだ ゆりこ 谷田 百合子	地域住民	武庫川円卓会議 代表	
なるい まさお 樽井 正雄	地域住民	西宮コミュニティ協会 理事長	
なかせ いさお 中瀬 勲	環境(緑地計画)	姫路工業大学 教授	
ながみね じゅんいち 長峯 純一	財政学	関西学院大学 教授	
ほうさい ひろし 法西 浩	環境(生物)	日本鱗翅学会 会員	
まつもと しゅんじ 松本 俊治	地域住民	三市武庫川水利擁護期成同盟会 会長	
ちぎたて ひとし 茂木立 仁	法律	兵庫県弁護士会	

### ■ 諮問

#### 「(仮称)武庫川委員会」準備会議への諮問

##### 【諮問】

今後、設置する「(仮称)武庫川委員会」のあり方について

##### 【諮問理由】

武庫川の治水対策については、県は河川改修と合わせた武庫川ダムの建設が最も効果的で現実的な対策として治水事業の推進を図ってきたが、治水計画や環境対策について様々な意見が寄せられた。

このような状況の中、近年の異常気象に見られる集中豪雨などにより河川改修やダムだけでは十分対応できない水害が都市部で発生していることや、平成9年の河川環境の整備と保全を目的に加えた河川法の改正を背景として、県では、合意形成の新たな取り組みを行うとともに、総合的な治水対策についても検討を進め、ゼロベースから武庫川の河川整備基本方針を策定することとした。

参画と協働の県政を進める県としては、河川整備基本方針策定の段階から学識経験者や地域住民の幅広い意見を反映させるためには、行政と学識経験者及び地域住民が参画・協働し、責任ある立場で議論できる合意形成の場が必要であると考え、「(仮称)武庫川委員会」を設置することとしている。

そこで、「(仮称)武庫川委員会」の設立に先立ち、その委員会のあり方(メンバー、運営方法、公開方法など)を諮問するものである。

■ 設置要綱

「(仮称)武庫川委員会」準備会議 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、「(仮称)武庫川委員会」準備会議(以下「準備会議」という)という。

(設置)

第2条 準備会議は、河川法第16条第1項に基づく「武庫川水系河川整備基本方針」の策定にあたり学識経験者や地域住民の意見を聴くために設置予定である「(仮称)武庫川委員会」(以下「委員会」という)のあり方について提言を受けるため、知事が設置する。

(所掌事務)

第3条 準備会議は、次に掲げる事項を所掌する。  
 (1) 委員会のメンバー選定に関すること。  
 (2) 委員会の運営方法及び公開方法に関すること。  
 (3) その他、委員会のあり方に関すること。

(準備会議)

第4条 準備会議の委員は、学識を有する者及び地域住民等から、知事が委嘱する。  
 2 委員の任期は委員会設立をもって満了とする。  
 3 準備会議は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。  
 4 準備会議の議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の義務)

第5条 委員は、職務上の地位を、政党又は政治的目的、営利的目的若しくは宗教的目的のために利用してはならない。  
 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(議長)

第6条 準備会議には議長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。  
 2 議長は会務を総括する。  
 3 準備会議は議長が召集する。  
 4 議長に事故がある時は、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(河川管理者)

第7条 河川管理者は、準備会議から説明や意見を求められたとき、又は、議長の許可を得て説明や意見を述べることができる。

(準備会議の公開)

第8条 準備会議は原則として公開する。

(謝金)

第9条 委員が会議その他の準備会議の職務に従事したときは、その都度、議長15,500円、委員12,500円の謝金を支給する。

(旅費)

第10条 委員が準備会議の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。  
 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例第44号)の規定により行政職6級の職にある者に対して支給する額に相当する額とする。

(事務局)

第11条 準備会議の事務局は、県土整備部土木局河川計画課とし、議長の指示により庶務を行うものとする。

(雑則)

第12条 本要綱に定めるもののほか、準備会議運営に関し必要な事項は、準備会議が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年3月11日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、委員会の設立の日限り、その効力を失う。

(準備会議の招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第3項の規定にかかわらず、県土整備部長が招集する。

## 第1回「(仮称)武庫川委員会」準備会議 議事概要

### ■ 議長の選出

「(仮称)武庫川委員会」準備会議の議長として、委員の互選により、川谷委員に決定した。

### ■ 準備会議の運営について

事務局により、準備会議の運営要領(案)についての説明が行われ、委員の審議のもと修正を加え、下記の通り、決定した。

#### 「(仮称)武庫川委員会」準備会議 運営要領

##### (趣旨)

第1 この要領は、「(仮称)武庫川委員会」準備会議(以下「準備会議」という。)設置要綱第12条の規定に基づき、準備会議運営に関し必要な事項を準備会議が定めたものである。

##### (運営の基本方針)

第2 準備会議の運営は準備会議自らが行うものとする。

##### (議事録及び議事骨子の作成)

第3 会議毎に議事録を作成することとする。議事録は出席委員全員が内容を確認した上で、議長及び議長が指名する委員1名が署名して確定することとする。

2 議事状況のあらましを迅速に公表するために、会議毎に議事骨子を作成することとする。議事骨子は会議の終わりで内容を確認して確定することとする。

##### (議事録、議事骨子及び会議資料の公表)

第4 設置要綱第8条の趣旨を踏まえて、会議資料・議事骨子・議事録は原則として公表することとする。ただし、全委員の合意を得た上で非公開とする決定をしたものはこの限りでない。

2 公表の方法は以下のとおりとする。

- (1) 関係行政機関で閲覧に供する。
- (2) 武庫川のホームページに掲載する。
- (3) 議事骨子、会議資料の主なもの等については、ニュースレターにより一般に配布する。

##### (会議の傍聴)

第5 設置要綱第8条の趣旨を踏まえて、会議は原則として傍聴できることとする。ただし、全委員の合意を得た上で非公開とする決定をしたものはこの限りでない。

2 会議の傍聴の方法は以下のとおりとする。

- (1) 事前に会議の開催日時等を公表する。
- (2) 傍聴人の定員は、50人程度を目安とする。
- (3) 傍聴希望者が定員を超える場合、会場先着順により傍聴者を決定するものとする。
- (4) 傍聴者に会議資料を配布する。

3 傍聴者が会議の進行を妨げる行為を行ったと認められる場合は、議長が退場を命じる。

##### (意見の受け付け)

第6 原則として、傍聴者の意見を受け付けることとする。

2 会議内容等に関する文書での意見は準備会議が事務局宛で受け付け、取りまとめの上、委員に配布することとする。

##### 附 則

##### (施行期日)

1 この要領は、平成15年3月28日から施行する。

### ■ 準備会議のスケジュールについて

事務局により、準備会議のスケジュールについて説明が行われた。スケジュールの流れは案のとおりとするが、固定するものではない。

第2回準備会議の議事「武庫川委員会の組織構成、選定方法」においては、武庫川委員会の役割などを含めた幅広い議論を行うこととする。

## ■ 傍聴者からの意見について

傍聴者から意見を頂き、意見交換を行いました。主な内容は下記の通りです。

- ・ 武庫川ダムに係る基本協定書にかかる確認書の内容公表をして欲しい。  
(回答)武庫川委員会を立ち上げるための準備会議であるため、ご意見があったとのことと、承っておきたい。
- ・ 委員の代理出席を認めないのに行政の代理出席を認めるのはおかしいのではないか。  
(回答)行政は、委員会のメンバーではなく、実態を聴く場合のためにご出席いただいている。委員の代理とは意味が違う。
- ・ 当会議への傍聴者が少ないように思う。河川管理者はもっとPRをすべきである。  
(回答)準備会議としても広報に手抜かりのないように心がけていきたいと思えます。
- ・ 一般の意見提出が、次の会議に間に合うように提出期限をあらかじめ決めておいていただきたい。  
(回答)次回は、4月20日の午後に開かれますので、ニュースレター等を通じて広報されると思いますが、ご意見を寄せていただければ、ありがたい。
- ・ 資料3のP12の基本方針フローは事務局の案であるのか。また、今回の準備会議においてこのフローについて検討して欲しい。  
(回答)河川管理者の素案である。次回準備会議にて、武庫川委員会のあり方について審議をしたい。
- ・ 河川整備基本方針策定の仕組みがあるが、兵庫県河川審議会と武庫川委員会がどのような関係となるのか知りたい。  
(回答)河川管理者としては、河川整備基本方針案を武庫川委員会の方で確認をいただき、それを兵庫県河川審議会に諮る際に、審議会と武庫川委員会の間で意見の交換があると考えていますが、この辺も、議論いただく必要があると考えている。

委員会での発言詳細については、傍聴席の発言も含め、議事録に記載されており、閲覧が可能です。

## 配布資料一覧

- ・ 議事次第
- ・ 委員名簿
- ・ 座席表
- ・ 資料1：「(仮称)武庫川委員会」準備会議 設置要綱
- ・ 資料2：「(仮称)武庫川委員会」準備会議への諮問
- ・ 資料3：「(仮称)武庫川委員会」について
  - ・ 参考1：武庫川水系工事実施基本計画（H9.11）
  - ・ 参考2：新湊川水系河川整備基本方針（H12.7）
  - ・ 参考3：新湊川水系河川整備計画（H13.5）
- ・ 資料4 - 1：運営要領（案）
  - ・ 参考1：議事骨子のサンプル
  - ・ 参考2：ニュースレターのサンプル
  - ・ 参考3：武庫川ホームページのトップページ
- ・ 資料4 - 2：傍聴される方へのお願い（第1回準備会議傍聴者配付資料）
- ・ 資料4 - 3：関係条例等
- ・ 資料5：「(仮称)武庫川委員会」準備会議スケジュール（案）
- ・ 資料6：武庫川流域の概要について
- ・ お知らせむこがわ 11、12、3月

## 次回（第2回）準備会議開催のお知らせ

第2回準備会議は下記のとおり開催いたします。

日時：2003年4月20日（日）

15:00～（14:30開場）

場所：尼崎市中小企業センター

（06-6488-9501）

傍聴可能

（当日先着50名程度を予定）

### 〈交通〉

阪神尼崎駅より徒歩約5分（北東へ200m）

#### ●尼崎市バス

尾浜西口経由  
J/R立花経由  
阪急園田・J/R尼崎経由  
尼崎北小学校・市役所経由

は（阪神尼崎駅）下車

常松・阪急武庫之荘  
労災病院・J/R立花経由

若王子・J/R尼崎経由  
園田支所・尾浜経由

は（総合文化センター前）下車

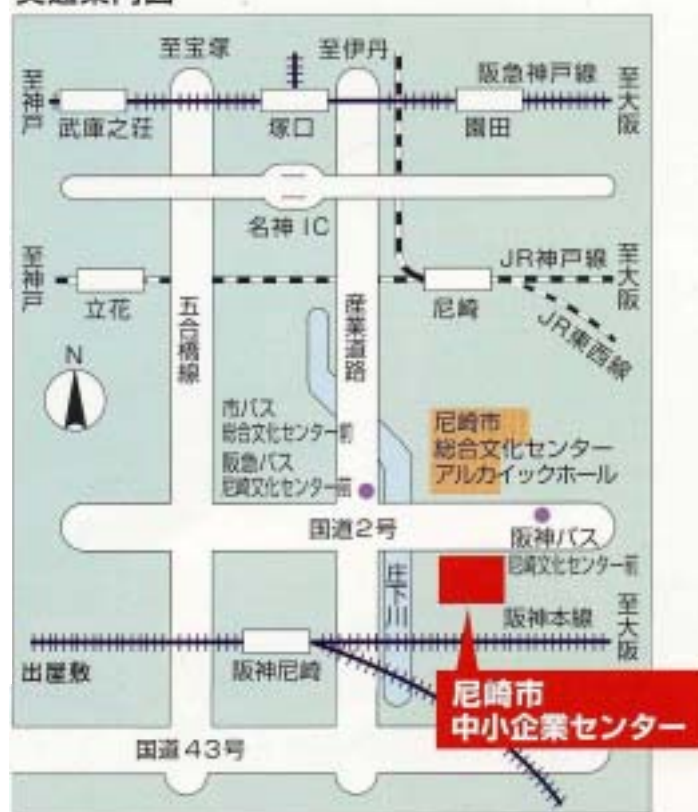
#### ●阪急バス塚口（伊丹）発

（尼崎文化センター前）下車

#### ●阪神バス（尼崎文化センター前）下車

尼崎市中小企業センターの駐車場には、限りがございますので、尼崎市総合文化センター アルカイクホール（アルカイックホール）の駐車場もご利用ください。なお、駐車場は有料となっております。

### 交通案内図



### ◆ 準備会議までご意見をお寄せ下さい

第2回準備会議に向け、会議内容等に関する意見を募集しています。郵送、FAX、電子メールで受け付けております。

お問い合わせ先

【編集・発行】 「(仮称)武庫川委員会」準備会議

【連絡先】 「(仮称)武庫川委員会」準備会議 事務局

兵庫県県土整備部河川計画課

担当：多々良、八木下

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

TEL：078-362-9265（直通）

FAX：078-362-3942

E-mail：kasenkeikakuka@pref.hyogo.jp

兵庫県阪神北県民局河川対策室計画課

担当：竹松、木本

〒665-8567 宝塚市旭町 2-4-15

TEL：0797-83-3180（直通）

FAX：0797-86-4329

E-mail：takarazukadoboku@pref.hyogo.jp